

発議案第10号

精神障害者を千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象とすることを  
求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1  
項の規定により提出します。

平成30年6月18日

八千代市議会議長 西村幸吉 様

提出者	八千代市議会議員	菅野文男
賛成者	八千代市議会議員	高山敏朗
	同	伊原忠
	同	正田富美恵
	同	林隆文
	同	松崎寛文

## 提案理由

千葉県に対し、精神障害者を千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象とするため、必要な措置を講じることを強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

精神障害者を千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象とする  
ことを求める意見書

現在、千葉県の重度心身障害者医療費助成制度は、身体障害者手帳1級及び2級の身体障害者、並びに療育手帳④からAの2までの知的障害者を対象としており、精神障害者は対象外となっている。

我が国は、国連で採択された障害者権利条約を批准しており、平成28年4月1日には、全ての国民が障害の有無にかかわらず、相互に尊重し合いながら共に生きる社会を実現するため、障害者差別解消法が施行されている。

このため、医療費助成制度の対象者から精神障害者を外したままとすることは、差別と評価されてしかるべき状況である。

また、千葉県精神障害者家族会連合会が当事者及びその家族を対象に実施したアンケート調査の結果からは、精神障害者の多くが、手帳の等級にかかわらず経済的に厳しい生活を強いられ、一般医療の受診を控えている実態が明らかになっている。

よって本市議会は、千葉県に対し、精神障害者を千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象とするため、必要な措置を講じることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月27日

八千代市議会

提出先

千葉県知事様